

**富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等
導入可能性調査
プロポーザル方式実施要領**

富田林市

令和 7 年 4 月

本要領は、富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等導入可能性調査の受注候補者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

なお、本要領におけるプロポーザル方式とは、一定の条件を満たす事業者から、業務実施にかかる企画提案を受け、提案者の創造力、技術力、経験等を総合的に審査し、業務の履行に最も適した受注候補者を選定する方式をいいます。

1. 業務名

富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等導入可能性調査
(以下「本業務」という。)

2. 業務目的

富田林斎場及び富田林霊園は、ともに平成6年4月より供用を開始した施設で供用開始からすでに30年余りが経過している。本業務は、本市が老朽化の著しい両施設を大規模改修するにあたり、効率的な改修及び事業運営のために、民間事業者の参入意欲や条件、実施可能な事業スキーム等について整理し、当該整備事業に対する PFI 等の民間活力を活用した事業手法の適用の有効性について検討するため実施するものである。

3. 業務内容

仕様書（別紙）のとおり

4. 契約の期間

契約締結の翌日から令和8年3月6日まで

5. 提案上限額

17,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和7年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当していること。

- (1) 公告日の属する年度の富田林市入札等参加資格者名簿において、「測量・建設コンサルタント等業務」または「物品・管理等業務委託」部門に登載されていること。
- (2) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年要綱第7号）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。また同要綱第3条及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (3) 平成27年度以降において、地方公共団体が発注する官民連携手法の導入可能性調査業務の元請け実績を有すること。
- (4) 本業務を履行するにあたり、担当者として自らの組織と雇用関係にあるものを1

名配置できること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合除く。）

② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）

③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定による破産の申し立て

④ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て

(7) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。

(8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

(9) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。

7. 企画提案実施スケジュール

本企画提案にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、現場説明会は実施しない。

項目	日程
実施要領等の交付	令和7年4月16日(水) 午前9時～ 令和7年5月9日(金) 午後5時30分
質問の受付	令和7年4月16日(水) 午前9時～ 令和7年4月25日(金) 午後5時30分
質問に対する回答の公表期限	令和7年5月7日(水) 午後5時30分
参加表明書等の提出	令和7年4月16日(水) 午前9時～ 令和7年5月9日(金) 午後5時30分
企画提案書等の提出	令和7年5月12日(月) 午前9時～ 令和7年5月21日(水) 午後5時30分
審査	令和7年5月26日(月) ※別途通知します。
受注候補者選定日	令和7年5月26日(月)

8. 企画提案参加手続き

(1) 実施要領等の交付に関する事項

①交付方法

実施要領の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

※実施要領及び各種申請書類は、本市ウェブサイトからダウンロード可

<事務局>

富田林市 市民人権部 環境衛生課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000 (内線 143)

電子メールアドレス eisei@city.tondabayashi.lg.jp

<市ウェブサイト>

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/>

②交付期間

令和7年4月16日(水) 午前9時から5月9日(金) 午後5時30分まで

(2) 参加表明書等の提出に関する事項

参加希望者は、下記提出書類を事務局あてに電子メールで送付することとする。

なお、電子メール以外では参加表明書等の提出は受け付けない。

※メール送付後、事務局へ受付確認の連絡を行うこと。また、送信データの容量が大きくなりメールでの送付ができない場合は、大容量ファイル送受信サービスのチケットを送付するため、事前に連絡すること。

①提出書類

- ・企画提案参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要書(様式第2号)
- ・業務実績書(様式第3号)

②提出期限

令和7年4月16日(水) 午前9時から5月9日(金) 午後5時30分まで

(3) 質問の受付に関する事項

①提出方法

企画提案書の作成及び提出にあたり質問がある場合は、事務局あてに電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外では質問を受け付けない。

※質問受付時にはその旨返信するため、返信なき場合は事務局へ確認をとること。

②質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ・電子メールの表題は“「富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等導入可能性調査」企画提案に関する質問”とすること。

(送信データの容量は5MB以内)

- ・企画提案事業者名、及び担当者氏名、連絡先

③提出期間

令和7年4月16日（水）午前9時から4月25日（金）午後5時30分まで

（４）質問に対する回答の公表に関する事項

①回答方法

全ての質問事項、及び回答をとりまとめて、市ウェブサイトで公表する。なお、公表をもって、本要領への追加または修正とみなす。

②回答期限

令和7年5月7日（水）午後5時30分まで

（５）企画提案書等の提出に関する事項

①提出方法

企画提案書等は、参加表明書等を提出した者のみが提出することができ、事務局に持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る）するものとし、併せて電子メールにて同様の提出書類を送付すること。また、送信データの容量が大きくなりメールでの送付ができない場合は、大容量ファイル送受信サービスのチケットを送付するため、事前に連絡すること。

また、期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がなく辞退したものとみなす。

なお、辞退を理由として、以後の市入札参加資格等にかかる不利益は生じない。

②提出書類

- ・企画提案書（任意様式）
- ・業務スケジュール（任意様式）
- ・業務実施体制調書（任意様式）
- ・配置予定担当者調書（様式第4号）
- ・配置予定担当者経歴書（様式第5号）
- ・経費見積書（様式第6号）※見積根拠も添付すること。

③提出内容

上記書類をA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に企画提案事業者名を記載したもの10部（正本1部、副本1部、審査用8部）を提出するものとし、このうち、審査用については、ファイルの表紙、背表紙、及び各提出書類等に企画提案事業者が特定できる記載をしないものとする。

④提出期限

令和7年5月12日（月）午前9時から5月21日（水）午後5時30分まで

※（持参の場合）富田林市役所 4階 環境衛生課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
 ※（郵送の場合）富田林市役所 4 階 環境衛生課
 住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号
 令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時 30 分まで（必着）

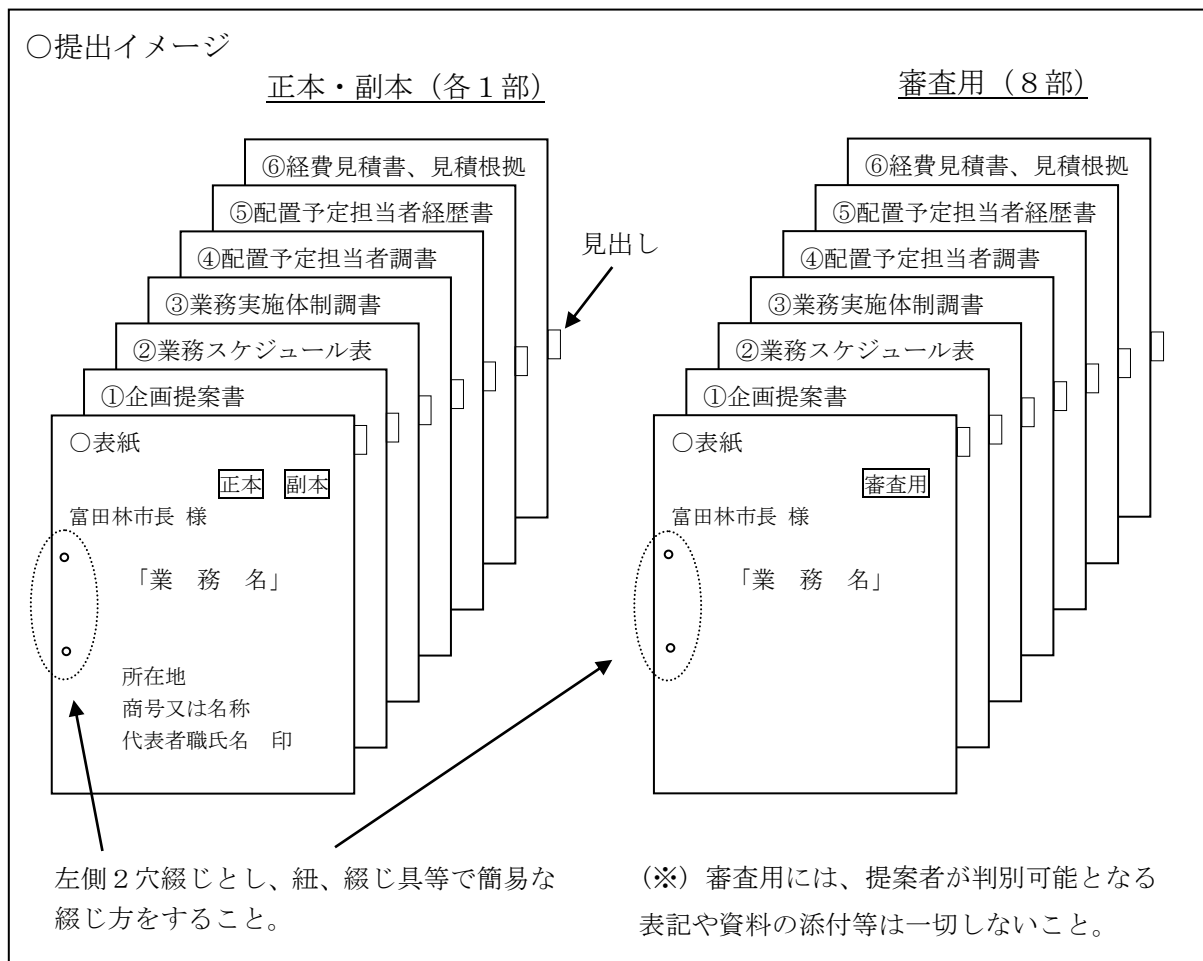
⑤企画提案書等作成の基本事項

企画提案は、本業務における取組方法等について提案を求めるもので、業務内容についての具体的な検討結果や、成果品の一部について提示を求めるものではない。
 業務に係る作業は、契約締結後に発注者と協議の上、開始するものである。

〈企画提案書等作成の留意事項〉

提出書類	留意事項
①企画提案書	・A 4 縦または横、片面 20 ページ以内 ・受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本要領 9. ④に記載のある審査項目、及び評価の視点の内容に沿って記載すること。 ・仕様書は、本市が考える基本的な業務を示したものであり、仕様書で求める内容のほか、より有効な提案があれば具体的に記載すること。
②業務スケジュール表	・A 4 縦または横、片面 2 ページ以内 ・業務の全体スケジュールを記載すること。
③業務実施体制調書	・A 4 縦または横、片面 2 ページ以内 ・企画提案内容、業務スケジュールに沿って本業務を円滑に進めるための体制について記載すること。

- ・いずれも、カラー、モノクロは、問わない。なお、文字サイズは、11 ポイント以上とすること。ただし図表等についてはこの限りでない。
- ・提出書類は、表紙を付け、1 部ごとに綴じること。
- ・様式ごとに見出しを付け、ページ番号（通し番号）を下部中央に記載すること。
- ・様式指定のあるものは、当該様式の指示により作成すること。
- ・正本・副本の表紙には、業務名、提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し押印すること。
- ・審査用には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名等の記入、押印、ロゴマーク等の挿入等、提案者が判別可能となる表記や資料の添付等は一切しないこと。



9. 受注候補者の選定

①審査会

受注候補者の選定は、受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

②審査（書類審査・プレゼンテーション等）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーション（本業務に配置予定する現場代理人及び主任技術者が行う）の内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、応募者が1者の場合についても、上記と同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

③審査結果の通知

選定結果は、本企画提案に参加した全提案事業者に対して文書で通知する。

④審査項目と配点

審査項目	評価の視点	配点
業務実績	PPP/PFI 導入可能性調査等に関する業務実績が豊富であるか。	5 点
	斎場、霊園に係る PPP/PFI 導入可能性調査等に関する業務実績を有しているか。	5 点
	斎場、霊園に係る PPP/PFI 事業者選定支援に関する業務実績を有しているか。	5 点
実施体制	当該業務に精通した担当者を配置し、適切な人員配置ができているか。	5 点
	市との円滑な調整が可能な連絡体制やバックアップ体制が構築されているか。	5 点
実施能力	プレゼンテーションや質疑応答から、知識や経験、コミュニケーション能力の高さが感じられるか。	5 点
	業務に対する意欲、責任感を持ち、明確な説明が行われていたか。	5 点
業務理解度	当該業務の趣旨及び内容を十分に理解しているか。	5 点
	対象施設の課題を把握し、効果的な検討手法が提案されているか。	5 点
具体性・実現性	業務内容や検討手法が具体的で分かりやすい提案となっているか。	5 点
	手順や工程が明確かつ妥当で、期限内に着実な業務遂行が可能か。	5 点
独自性・継続性	事業者の経験やノウハウに基づいた独自性のある提案となっているか。	5 点
	本業務完了後の事業者公募への活用を想定した提案がなされているか。	5 点
	本業務に係る内閣府補助金に関する資料作成等についての支援が想定されているか。	5 点
見積金額	見積額を基に、下記算式により算出する。 得点（少数点以下四捨五入）＝最低見積額÷見積額×30	30 点

※ 「業務実績」、「見積金額」を除く審査項目の 55 点のうち、33 点未満は不採用とする。

10. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ①本市財務規則を含む関係法令等に違反した者
- ②前記「6. 参加資格」の事項を満たさなくなった者
- ③その他提出書類に虚偽の記載、条件に違反する行為が発見された場合

11. 契約

①事前協議の実施

本市と選定された受注候補者は、仕様及び見積書等についての協議を行ったうえ、契約を締結する。ただし受注候補者と協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を行うこととする。

②契約方法

本業務の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

③支払方法

完了後一括払い

④その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定すること。

12. その他留意事項

- ①本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- ②原則として、提出された書類等は返却しない。
- ③提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- ④提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- ⑤提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- ⑥提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- ⑦参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- ⑧本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- ⑨審査結果に対する異議は一切認めない。

以上